

豊かな環境づくり地域活動支援事業実施要領

美しい環境づくり諏訪地域推進会議

1 趣 旨

この要領は、地域において企業・団体・NPO等が実施する環境保全や環境教育の取組を支援する「豊かな環境づくり地域活動支援事業」の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 対象事業

支援の対象となる事業は、美しい環境づくり諏訪地域推進会議の会員が実施する次に掲げる事業（営利を目的としないもの）に該当するものとする。

- (1) 公園、道路等の清掃活動、植樹、植栽等の緑化活動、花いっぱい運動その他環境美化に関する活動
- (2) 河川、湖沼の浄化活動
- (3) 自然保護、保全活動
- (4) 環境教育に関する活動
- (5) 優良な省エネルギー技術を活用した取組等の地球温暖化防止活動
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか環境保護・保全に関する活動
- (7) (1)から(6)までに掲げる活動に関する思想、知識の普及、啓発活動

3 対象事業の募集

事業の実施を希望する会員は「豊かな環境づくり地域活動支援事業申請書（様式第1号）」により会長あて申請書を提出する。

4 対象事業の選定

対象事業の選定については、前項により申請のあった事業の中から、当該年度の予算の範囲内で決定するものとする

5 交付金の交付

前項の規定により選定した事業に対して、その実施に要する経費について交付金を交付するものとする。

（ただし、原則として、一の事業に係る交付金の上限額は3万円とする。）

6 交付金の対象経費

2の対象事業に係る経費のうち以下の各号に該当する経費を除いた額を対象とする。

- (1) 人件費
- (2) 飲食費（湯茶、菓子代などを含む）
- (3) 7の豊かな環境づくり地域活動支援事業実施結果報告書の提出までに支出が完了していない経費（支出したことを証する書類が添付されていない経費を含む）

7 実施結果の報告

事業を実施した者は、「豊かな環境づくり地域活動支援事業実施結果報告書（様式第2号）」により、その結果を助成金の交付決定のあった事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに会長へ提出するものとする。

8 交付金の支払

事業を実施した者が交付金の交付を受けようとするときは、事業実施後「豊かな環境づくり地域活動支援事業交付金交付請求書（様式第3号）」を会長へ提出するものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成元年5月30日から施行する。

（一部改正）

令和3年6月1日 一部改正

令和6年6月5日 一部改正